

議第86号

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年9月23日提出

京都市長 門川 大作

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2 四条通A地区の項中

- 「(3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿。ただし、次のいずれにも該当するものを除く。
- ア 当該建築物及びこれに付属するもの（門及び塀を除く。以下この項、次項及び備考6において同じ。）の壁面から四条通及び烏丸通の境界線までの水平距離のうち最小のものが20メートル以上であること。を
- イ 当該建築物の敷地が四条通に接する場合には、当該建築物及びこれに付属するものの壁面の四条通（当該建築物の敷地が接する部分に限る。）に面する長さの合計が8メートル未満であること。」

- 「(3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿。ただし、次のいずれにも該当するものを除く。
- ア 当該建築物及びこれに付属するもの

(門及び塀を除く。以下この項、次項及び備考8において同じ。)の壁面から四条通及び烏丸通の境界線までの水平距離のうち最小のものが20メートル以上であること。

イ 当該建築物の敷地が四条通に接する場合には、当該建築物及びこれに付属するものの壁面の四条通(当該建築物の敷地が接する部分に限る。)に面する長さの合計が8メートル未満であること。

(4) 公衆浴場(蒸気、熱気その他湯水以外のものを使用して公衆を入浴させる施設を含む。以下この項及び次項において同じ。)。ただし、次のいずれかに該当するものについては、この限りでない。

ア ホテル又は旅館(次号ただし書の規定による認定を受けたものに限る。)に付属するもの

イ 公衆浴場の用に供する部分の床面積の合計が、建築物の延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計)の3分の1以下であり、かつ、1,000平方メートル以下であるもの

(5) ホテル又は旅館。ただし、市長が四条通A地区における良質なにぎわい及び宿泊環境の確保に支障がないと認めたものについては、この限りでない。

(6) 住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業の用に供する住宅

(7) 京都市建築基準条例第34条第2号、第3号、第5号及び第6号に掲げる店舗(第1号及び第2号に規定するものを除く。)

(8) 葬祭場

に改め、同表四条通B地区の項中

」

〔(3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿。ただし、次のいずれにも該当するものを除く。

ア 当該建築物及びこれに付属するものの壁面から四条通の境界線までの水平距離のうち最小のものが20メートル以上であること。

イ 当該建築物の敷地が四条通に接する場合には、当該建築物及びこれに付属するものの壁面の四条通（当該建築物の敷地が接する部分に限る。）に面する長さの合計が8メートル未満であること。

を

〔(3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿。ただし、次のいずれにも該当するものを除く。

ア 当該建築物及びこれに付属するものの壁面から四条通の境界線までの水平距離のうち最小のものが20メートル以上であること。

イ 当該建築物の敷地が四条通に接する場合には、当該建築物及びこれに付属するものの壁面の四条通（当該建築物の敷地が接する部分に限る。）に面する長さの合計が8メートル未満であること。

(4) 公衆浴場。ただし、次のいずれかに該当するものについては、この限りでない。

ア ホテル又は旅館（次号ただし書の規定による認定を受けたものに限る。）に付属するもの

イ 公衆浴場の用に供する部分の床面積の合計が、建築物の延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）の3分

に改める。

の1以下であり、かつ、1,000平方メートル以下であるもの

- (5) ホテル又は旅館。ただし、市長が四条通B地区における良質なにぎわい及び宿泊環境の確保に支障がないと認めたものについては、この限りでない。
- (6) 住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業の用に供する住宅
- (7) 京都市建築基準条例第34条第2号、第3号、第5号及び第6号に掲げる店舗（第1号及び第2号に規定するものを除く。）
- (8) 葬祭場

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

四条通地区に係る地区整備計画が変更されたことに伴い、当該地区における建築物の用途の制限を改める等の必要があるので提案する。